

別表1-2 事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額

(単位：万円)

事業の種類	1. 高速SA・PA及び道の駅充電設備設置事業												2. その他公共用充電設備設置事業												3. 共同住宅等充電設備設置事業												4. 工場・事業所充電設備設置事業											
	設置場所の例			道の駅									商業施設・宿泊施設等									新築、既設の分譲・賃貸マンション等									従業員駐車場、社有車駐車場																	
対象となる充電設備	急速	急速	普通・V2H	充電用コンセント *1 コンセントスタンド						急速	普通・V2H	機械式駐車場 *1 (充電用コンセント)			充電用コンセント *1 コンセントスタンド			急速	普通・V2H	機械式駐車場 *1 (充電用コンセント)			充電用コンセント *1 コンセントスタンド			急速	普通・V2H	機械式駐車場 *1 (充電用コンセント)			充電用コンセント *1 コンセントスタンド																	
充電設備の補助率	定額			定額						1/2			—			1/2			1/2			1/2 (2/3)*2			—			1/2			1/2			1/2			1/2											
工事区分及び補助対象経費となる工事費	説明																																															
		労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計								
(1) 充電設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの工事の(部材及び労務費ごとに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す																																															
① 充電設備設置工事費	ア.基礎工事費 ()は、別体型課金機有の場合 イ.本体搬入費 ()は、離島の場合*4																																															
② 電気配線工事費	71	59	130	33	32	65	33	32	65	71	59	130	33	32	65	200	33	32	65	71	59	130	33	32	65	200	33	32	65	71	59	130	33	32	65	200	33	32	65									
③ 高圧受変電設備設置工事費	高速道路等のSA・PAへの設置工事のみ																																															
④ 特別措置に基づく受電工事費	急速充電器を設置した場合に限る																																															
(2) 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの(部材及び労務費ごとに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す																																															
ア. 入口が2か所以下の施設への設置	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15									
イ. 入口が3か所以上の施設への設置	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30						
(3) 付帯設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの工事の(部材及び労務費ごとに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す																																															
① 充電スペースのライン引き	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5									
② 路面表示	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15	9	6	15						
③ 屋根	10	40	50	10	40	50	10	40	50	*6	50	10	40	50	10	40	50	10	40	50	10	40	50	10	40	50	10	40	50	10	40	50	10	40	50	10	40	50	10	40	50							
④ 小屋	10	60	70	10	60	70	10	60	70	*6	70	10	60	70	10	60	70	10	60	70	10	60	70	10	60	70	10	60	70	10	60	70	10	60	70	10	60	70	10	60	70							
⑤ 充電設備防護用部材	3	5	8	3	5	8	3	5	8	3	5	8	10	10	20	3	5	8	3	5	8	10	10	20	3	5	8	3	5	8	10	10	20	3	5	8	3	5	8	10	10	20						
⑥ 電灯	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10	4	6	10						
(4) その他設置に係る費用	原則、1申請(1工事)あたりの補助上限額																																															
① 雑材・消耗品費、養生費	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5									
② レイアウト検討・図面作成費	15		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15		15												
	15		35	10		25	10		25	10		25	10		25	10		25	10		25	10		25	10		25	10		25	10		25	10		25												
	5		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0												
③ 安全誘導員費	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15												
④ 停電回避費	高速道路等のSA・PAへの設置工事時のみ																																															
⑤ 充電スペース造成費	高速道路等、道の駅、および共同住宅等の内既設の分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合																																															
⑥ (1)~(3)の工事にかかったその他労務費	現場監督費、世話役等の労務費																																															
		5000	*3																																													

*1 充電用コンセントは、補助対象とするが、充電用コンセント(充電用コンセントスタンドに追加する充電用コンセントを除く)の購入費は、(1)充電設備等設置工事費の②電気配線工事費の部材費に含むことができるものとする。
 *2 共同住宅等充電設備設置事業では、V2H、および蓄電池付の急速、普通充電設備、およびV2Hの補助率は2/3とする。
 *3 特別な仕様に基づく工事の場合に適用する工事全体の上限額を示す。
 *4 離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいう。
 *5 既設分譲共同住宅に設置する場合のレイアウト検討費の上限額とする。新設の分譲共同住宅、賃貸の共同住宅においては、急速15万、普通10万を上限額とする。
 *6 コンセントスタンド設置時のみ適応する。
 (注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別途センターが定める。